

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで	秩父市大滝字檜平一七九八番五地先から同市大滝字枋本カツ畑三四三四番三地先まで	秩父市大滝字麻生梅三久保三七九〇番三地先から同市大滝字枋本岩下五六八四番三地先まで	先まで	秩父市大滝字檜平一七九八番五地先から同市大滝字枋本カツ畑三四三四番九地先まで	区 間
七・八一〇 三九五・〇〇		四・三三〇 五〇・六九	四・一五〇 六一・一〇		敷地の幅員 (メートル)
一〇二九四・八〇		五六二五・八四	一〇九一四・八〇		延 長 (メートル)
旧Bは、秩父市に引き継ぐ。					備 考